

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	木祖村

木祖村鳥獣被害防止計画

令和5年度～令和7年度

< 連絡先 >

所在地 長野県木曾郡木祖村大字藪原1191-1
担当部署名 産業振興課 農政係・林務係
電話番号 0264-36-2001 (内線154・156)
FAX番号 0264-36-3344
メールアドレス nourin@kisomura.com

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ、ハト、カラス、ハクビシン、タヌキ、キツネ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	木祖村 一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンザル	じゃがいも、ネギ、南瓜、とうもろこし、茄子、水稲、大豆、大根、白カブ、ほうれん草、野沢菜、野菜類全般	1.1ha 95千円
イノシシ	田畑掘起し、水稲、そば、じゃがいも、南瓜、とうもろこし、牧草	6.4ha 641千円 (主に水稲、牧草)
ニホンジカ	ハクサイ、牧草、マルチ被害	1.5ha 27千円
ツキノワグマ	ヒノキ、とうもろこし、ブルーベリー、もも、リンゴ	0.47ha 2,289千円 0.4ha 78千円
ハト カラス	豆類、播種～発芽期の食害	0.6ha 20千円 0.3ha 10千円
ハクビシン	とうもろこし等、野菜類	0.4ha 27千円
タヌキ	とうもろこし等、野菜類	0.3ha 14千円
キツネ	とうもろこし等、野菜類	0.3ha 10千円
カワウ	淡水魚	0.1t 40千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する

(2) 被害の傾向

ニホンザルにおいては近年、テレメトリー調査に基づく緩衝帯整備等により今まで被害のあった地域については減少傾向にあるが、山沿いの農地だけではなく今まで被害のなかった住宅に隣接した農地の目撃情報や農作物の被害が拡大している。比較的、小規模な農地の被害が増えており、防除するにしてもコストと労力が伴うためサル用防護柵の設置農家は少ない。

イノシシは遊休農地の増加により山林との境がなくなり里への被害が深刻な問題となっている。その中、電気柵等の設置や捕獲も実施してはいるが被害地域は増加している。

ニホンジカについては年々目撃範囲及び被害発生が増えている状況にある。木祖村の特産品でもある「御嶽はくさい」の生産地において、作付け野菜の踏みつけやマルチ被害が増加している。防護柵等の対策も大事ではあるが根本的に被害地域を広げない施策が必要である。

ツキノワグマによるヒノキなどの皮剥も深刻な被害状況となっており、農繁期には山沿いの農地のとうもろこし被害やブルーベリー等の果樹被害がある。

また、裏庭等の住宅付近での目撃情報が増加しており、人身被害の可能性もある。

ハト、カラスは播種から発芽期までの食害があり防護するのは困難で捕獲等も実施はしているが、毎年被害は微増傾向となっている。

ハクビシン、タヌキ、キツネは1箇所あたりの被害額は小さいが被害地域が広範囲で村内全体で被害がある。

カワウによる淡水魚の食害は数年に一度と頻度は低いが、一度に大量の被害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
ニホンザル	1.1ha 95千円	0.6ha 51千円
イノシシ	6.4ha 641千円 (主に水稲、牧草)	2.6ha 256千円
ニホンジカ	1.5ha 27千円	0.8ha 14千円
ツキノワグマ	0.47ha 2,289千円 0.4ha 78千円	0.3ha 1,374千円 0.2ha 39千円
ハト	0.6ha 20千円	0.4ha 13千円
カラス	0.3ha 10千円	0.1ha 4千円
ハクビシン	0.4ha 27千円	0.2ha 14千円
タヌキ	0.3ha 14千円	0.1ha 5千円
キツネ	0.3ha 10千円	0.1ha 4千円
カワウ	0.1t 40千円	0.05t 20千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・テレメトリー及び、GPSによる行動範囲把握 ・捕獲檻・わなの購入、貸出 ・捕獲方法等の研修会実施 ・鳥獣捕獲に対する猟友会への推奨金 ・狩猟免許取得、狩猟登録、ハンター保険などへの補助 	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会員の高齢化と会員の減少 ・捕獲檻への馴れの進行
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備の実施 ・電気柵、侵入防止ネットの購入助成 ・防護柵等の設置に関する研修会の開催 ・電気柵の適性設置点検活動 ・テレメトリーによる行動範囲の把握結果等による効果的なサルスの追い上げ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・緩衝帯整備後の維持管理 ・電気柵等の未設置箇所へ被害が拡大している。 ・農業人口の減による防護柵の維持管理が遅れるケースがみられる ・追払い、追い上げ活動の為の昼間人口の減少（高齢化）

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

従来実施している防除対策等を奨励しつつ、被害の発生がある又は予測される箇所等の防除を早めに進める。

そのため、地域での意見交換会や被害状況の把握に努め、被害防止対策を改革的に進める。間伐・緩衝帯等の環境整備および捕獲は地域住民、鳥獣被害対策実施隊と一体的に行う。

なお、鳥獣被害対策学習会、及び遊休農地解消の為の放牧や電気柵の設置講習会を行う。

鳥獣捕獲に従事する猟友会員の高齢化解消と新規従事者確保のための補助制度の拡充

集落に鳥獣を誘引しないための不要果樹、不要作物等の除去を地域住民と連携して行う。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・鳥獣被害対策実施隊及び猟友会員で組織する有害鳥獣駆除員による捕獲。
- ・協議会員の狩猟免許の取得、登録。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5～7	ニホンザル イノシシ ニホンジカ クマ ハクビシン タヌキ キツネ	狩猟登録費等への補助 ワナ、檻の購入、報奨金制度 猟友会員、担い手の確保 新規狩猟免許取得者への講習会の開催 新規狩猟免許取得者、及び猟友会員への補助制度の拡充
5～7	ハト カラス カワウ	間伐材を利用した簡易捕獲檻の製作 狩猟登録費等への補助 檻の購入、報奨金制度 猟友会員、担い手の確保 新規狩猟免許取得者への講習会の開催 新規狩猟免許取得者、及び猟友会員への補助制度の拡充

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>野生鳥獣保護管理計画策定し計画的な個体数調整、捕獲を行う。</p> <p>イノシシについては、長野県が策定している第2種特定鳥獣管理計画に基づき、農作物の被害状況を踏まえ捕獲計画数を有害鳥獣駆除対策協議会で検討し捕獲する。</p> <p>ニホンジカについては、長野県が策定している第2種特定鳥獣管理計画に基づき、被害拡大防止の為、積極的に捕獲する。</p> <p>ニホンザルについては、長野県の策定している第2種特定鳥獣管理計画に基づき毎年2月に専門家の助言を得て、群れごとに捕獲数を設定し、加害レベルに応じて加害個体を特定し捕獲する。</p> <p>ツキノワグマについては、長野県の策定している第2種特定鳥獣管理計画に基づき適正な捕獲を実施する。</p> <p>ハト、カラスについては、農作物等の被害状況を踏まえ捕獲計画数を有害鳥獣駆除対策協議会で検討し捕獲する。</p> <p>ハクビシン、タヌキ、キツネについては農作物等の被害状況を踏まえ捕獲計画数を有害鳥獣駆除対策協議会で検討し捕獲する。</p> <p>カワウについては、農作物等の加害状況を踏まえ捕獲計画数を有害鳥獣駆除対策協議会で検討し捕獲する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	75頭	75頭	75頭
ニホンジカ	40頭	40頭	40頭
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
ハト	200羽	200羽	200羽
カラス	50羽	50羽	50羽
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
タヌキ	30頭	30頭	30頭
キツネ	30頭	30頭	30頭
カワウ	2羽	2羽	2羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ハト、カラス、ハクビシン、タヌキ、キツネについては、わな及び檻にて年間を通じた捕獲を被害地域とその周辺で行う。銃を使用した捕獲は安全性を考慮した時期、場所を検討する。 ・カワウについては被害に応じた捕獲を被害地域とその周辺で行う。 ・ツキノワグマについては被害に応じて止むを得ない場合に檻、銃を使用した捕獲を行う。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
村内全域	ニホンジカ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5年度	6年度	7年度
ニホンザル	・防護柵の設置及び助成 目標 700m	・防護柵の設置及び助成 目標 700m	・防護柵の設置及び助成 目標 700m
ニホンジカ	・防護柵の設置及び助成 目標 700m	・防護柵の設置及び助成 目標 700m	・防護柵の設置及び助成 目標 700m
イノシシ	・防護柵の設置及び助成 目標 700m	・防護柵の設置及び助成 目標 700m	・防護柵の設置及び助成 目標 700m
ハト カラス	・防除ネットの設置助成 目標 0.5ha	・防除ネットの設置助成 目標 0.5ha	・防除ネットの設置助成 目標 0.5ha
ハクビシン タヌキ キツネ	・防護柵の設置助成 目標 500m	・防護柵の設置助成 目標 500m	・防護柵の設置助成 目標 500m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	・全般 ・ニホンザル ・鳥類	・里山整備及び緩衝帯の設置、不要果樹類の適切管理 ・サル接近通報システムを利用し住民による追払いを実施する。 ・畑の残渣の除去 ・テグス張りによる防除
6	・全般 ・ニホンザル ・鳥類	・里山整備及び緩衝帯の設置、不要果樹類の適切管理 ・サル接近通報システムを利用し住民による追払いを実施する。 ・畑の残渣の除去 ・テグス張りによる防除
7	・全般 ・ニホンザル ・鳥類	・里山整備及び緩衝帯の設置、不要果樹類の適切管理 ・サル接近通報システムを利用し住民による追払いを実施する。 ・畑の残渣の除去 ・テグス張りによる防除

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

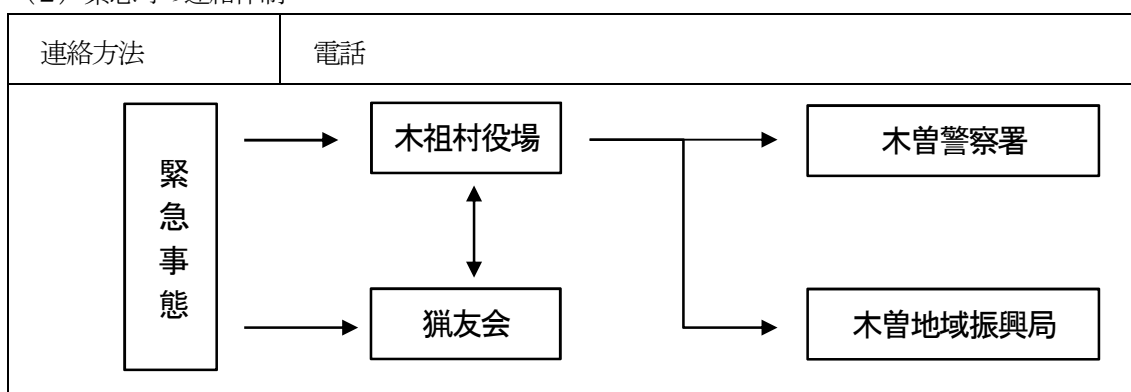
関係機関等の名称	役割
木 祖 村	事務局及び総合窓口、住民への周知、緊急捕獲時の協力
木曾猟友会	捕獲従事者講習会の開催、鳥獣捕獲
自治会（地域自治協議会）	地域の環境整備と注意喚起
木曾警察署	鳥獣による人身被害等の防止
木曾地区野生鳥獣被害対策チーム	被害対策指導・助言、緊急捕獲時の協力

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル	捕獲現場での埋設
イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ	払下げ後の自家消費及び埋設
ハト、カラス	捕獲現場での埋設
ハクビシン、タヌキ、キツネ	捕獲現場での埋設
カワウ	捕獲現場での埋設

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

対象鳥獣の継続的な捕獲が難しいことやジビエに関する施設が存在していないことから利用はしていない。
 県のジビエ振興対策やジビエ利用施設の開発に合わせ活用を検討していく。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	木祖村有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
木祖村	事務局及び総合窓口
木祖村農業委員会	農業被害把握と遊休農地化の防止
木曾猟友会	捕獲従事者講習会の開催、鳥獣捕獲
自治会（地域自治協議会）	地域の環境整備と追払い
J A木曾北部支所	農業被害の把握と指導
木曾森林組合	森林被害等の把握
木曾森林管理署	国有林被害に関すること
各生産森林組合	森林被害に関すること
木曾地区野生鳥獣被害対策チーム	被害対策指導・助言

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
長野県木曾警察署	鳥獣による人身被害の防止
木曾地区野生鳥獣被害対策チーム （木曾地域振興局 林務課、農業農村支援センター）	野生鳥獣被害対策全般
信州大学農学部	野生鳥獣の生態に関すること

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年5月1日に木祖村職員で結成し、平成26年4月1日より一般の有害鳥獣駆除員も任命し捕獲檻の運搬、防護柵等設置の指導及び普及啓発等、村内の被害対策について取り組みを進めていく。

令和4年度 隊員数：28名

(注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域自治協議会による遊休農地解消・緩衝帯の取り組みが組織化された為その活動へ参加する。
また、木曽地区野生鳥獣被害対策チームと連携し、被害防止講習会を開催する。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲従事者は、木曽猟友会が所有する木曽国際射撃場（長野県公安委員会指定の教習射撃場）において、射撃技能の向上及び事故防止のため実技講習会及び有害駆除従事者講習会に参加する。
また、協議会は射撃場の機能維持及び改善のための整備について支援を行う。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。